

南北朝・室町期における五山派禅院の修造財源

—將軍権力と関連して—

辻 直 生

はじめに

室町將軍の法名が相国寺の塔頭名となる例や、『中世法制史料集』第二卷「室町幕府法」の五山派教団に対する法令の多さなど、室町將軍家・室町幕府と五山派教団の關係は密接であった。そうした關係を明確にするために、本稿では、南北朝から室町期にかけての五山派禅院の修造事業を取り上げ、その財源について論述を試みる。

中世五山の研究史で、この課題に関連する論文から、これまで明確にされた財源の種類は以下のごとくである。

① 寺社造宮料唐船……建長寺船、東福寺船、天龍寺船、相国寺船など¹⁾。

② 東班衆……相国寺梵筍都聞・正盛都聞など²⁾。

③ 公文と官錢……功德成の坐公文、献錢、献物³⁾。

④ 造宮料所……修造のため武家や公家からの寄進により

成立。年限を限る場合もある。

⑤ 棟別錢……幕府機構を通じて特定の国に賦課される。

たいてい棟別十文である。

⑥ 関所……「応安の噉訴事件」の直接の原因となった南

禅寺三門関所など。

⑦ その他……勸進錢・寺領収入など。

① 寺社造宮料唐船は頻繁ではないが、鎌倉期から戦国期

まで継続して幕府により中国や朝鮮へ派遣された⁴⁾。

② 東班衆が寺院修造に費用の面で貢献したという実証例は延文三

年以降で、それ以前は未詳である⁵⁾。

③ 公文と官錢が財源となるのは室町幕府第六代將軍足利義教の頃からである。そ

れでも財源の主流ではない。その後、嘉吉の乱を経て仁川の乱以降から戦国期を通じて禅院の修造財源として大きなウエートを占める。ただし、官銭関係は功徳成の坐公文のみが財源となったのではなく、掛塔銭・転住官銭などの各種官銭も財源となった。⁽⁸⁾④⑦にしても特定の時代を反映した財源である。であるから①のように特定の財源が中世を通じて存在していたのはむしろ珍しいといえる。

筆者は研究史の問題点を大きく二つに分けた。まず、上記の諸財源についてそれぞれ個別の研究が進められてきた結果、相互の関連が見過されている点である。上記の諸財源が何の関連もなく別個に成立したという誤解を招きやすい。次に、幕府・五山派教団が修造完遂のために、時代の推移に対応してその財源を変化させていった過程が明確にされていない点である。

そこで本稿では、南北朝期から室町期における南禅寺、円覚寺、相国寺の修造事業を取り上げる。まず、上記の諸財源の関連を明確にしたい。その上で、特に功徳成の坐公文に代表される官銭が修造財源となる流れがポイントとなるので、それによる修造が主流となる永享以前はどの様な財源が主流であったのかを考察する。合わせて嘉吉の乱以

降、幕府・五山派教団ともに修造財源を主に功徳成の坐公文等の官銭に依存せざるをえなかった事情について順次明らかにしていきたい。次に、修造財源の変化をもたらず社会的背景を明確にすることも本稿の課題である。

まず、南北朝期の南禅寺と円覚寺、次いで室町期の相国寺の修造事業をそれぞれ取り上げる。

一、南北朝期の五山修造の財源

南北朝期における南禅寺と円覚寺の伽藍修造事業を取り上げ、その財源について考察する。両寺ともその創建年代は鎌倉期にある。南禅寺は正応四年（一二九一）に無関普門を開山にし亀山法皇が創建した禅寺である。⁽⁹⁾また、室町幕府による官寺制の組織化とともに、暦応四年（一三四一）の五山座位では五山第一、至徳三年（一三八六）には五山之上の寺格を得た。一方、円覚寺は弘安五年（一二八二）に無学祖元を開山にし鎌倉幕府執権の北条時宗が創建した禅寺である。⁽⁸⁾暦応四年には五山第二、至徳三年にも五山第一二という寺格であった。

1、南禅寺の修造事業とその財源

貞治五年（一三六六）からの南禅寺の修造事業を対象とする。修造事業開始にあたり後光厳天皇の綸旨が春屋妙葩に充てて出された。⁹⁾この修造事業は北朝の命を奉ずる形で室町幕府が資金や資材を調達した。次の史料は、そのことを示している。

渡進南禅寺造宮方文書等事¹⁰⁾

合

- | | |
|--------------|----|
| 一、国々棟別綸旨 | 一通 |
| 一、武家御教書 | 五通 |
| 一、出雲国棟別守護施行 | 二通 |
| 一、山科用木綸旨 | 一通 |
| 一、同御教書 | 一通 |
| 一、修造方事書 | 一通 |
| 一、尼崎材木注文 | 一通 |
| 一、天龍寺修造都管柱預状 | 一通 |

已上

右所渡進如件

応安元年十月十七日

都聞清純（花押）

この文書から南禅寺修造財源の一部がわかる。以下、一つ一つについて検討を進める。この文書によれば、「国々棟別綸旨」が一通出されている。この棟別綸旨は後光厳天皇による綸旨であろう。この棟別綸旨に対応して「武家御教書」がそれぞれ越前・加賀・越中・能登・近江の諸国に出された。出雲国に関しては「出雲国棟別守護施行」とあるので、最も早く棟別銭が賦課され、すでに「守護施行」状が二通南禅寺の都間に管理されている。これは、すでに「出雲国棟別銭の徴収が済んでいたと思われる。造宮綸旨が春屋妙葩宛に出されて二年程のことである。越前以下も順次棟別銭の徴収が進められたと思われる。修造棟別銭が賦課された諸国はどのような基準で選ばれたのであろうか。棟別銭の「武家御教書」が出された期間は貞治五年七月十一日から応安元年（一三六八）十月十七日の間である。この南禅寺棟別銭の前年の貞治四年（一三六五）二月五日付で幕府は諸国に対し春日社造替の為の棟別銭十文を賦課した。¹¹⁾春日社の棟別銭は西海道の諸国と紀伊・和泉・摂津・河内・大和・石見を除く諸国に課せられた。この春日社に続く幕府の棟別銭が南禅寺の棟別銭である。南禅寺にしろ春日社にしろ棟別銭賦課の主体は幕府である。よって幕政

との関わりを抜きに論ずることはできない。この時期の幕政の動向と関連づけて私見を述べてみたい。

南禅寺造営論旨の発給直後の貞治五年八月八日に、斯波高経失脚によりその息子で執事の斯波義将、侍所頭人斯波義種も失脚した。(貞治の政変) 南禅寺修造は当初將軍足利義詮のもと斯波高経ら斯波氏と春屋により進められていたといえる。しかし、貞治の政変後は、斯波氏はこの事業とは一時かかわらなくなる。幕府中枢が混乱している状況で修造財源として棟別賦課の六ヶ国が選定された理由を追求してみたい。春日杜の場合は南朝の勢力下の西海道諸国・紀伊国等が棟別賦課の対象外となるのもっともで、貞治五年当時幕府が掌握していた地域がよくわかる。南禅寺の場合はどのような背景があるのか。棟別銭は幕府機構を通じて徴収される。すなわち、公家・寺家の要請により幕府が御判御教書等により徴収を諸国守護に命じる。その命令は守護から守護代という幕府組織によって現地で棟別にたいてい十文で徴収されている。守護にとって自己の領国を把握する絶好の機会である。また、徴収された銭の一部が守護に流れる可能性もある。以上のことを考慮に入れて先程の文書を検討する。最も早く棟別銭が徴収された国は出

雲である。貞治年間の出雲守護は佐々木高氏(道誉)である。おそらく、南禅寺棟別諸国と貞治の政変は無関係でなく、佐々木高氏为中心となり反斯波派として結集した守護勢力に有利に六ヶ国が選定されたものと考えられる。南禅寺修造の棟別諸国をめぐって様々な幕政の影響があった点を指摘しておきたい。

次に、修造用の材木について「山科用木論旨」に対応して「武家御教書」が出された。「棟別論旨」にしても北朝の命を奉じる形をとっているが実際は幕府権力なしに修造は進行しない状況をよく示している。

「修造方事書」であるが、事書の内容は不明である。おそらく、南禅寺東班衆による修造に関する様々な決定事項であろう。

「尼崎材木注文」は注目すべき材木調達の方法である。南禅寺の寺領には古代官寺が有する寺院建造・修理の為に材木を調達する仕組みがない。その為に別の手段による調達が必要となる。その現れがこの注文書である。貨幣による材木調達方法である。「銭」さえあれば「尼崎材木注文」という具合に必要な材木を発注すれば、あとは材木商が材木を揃えてくれる。このような材木調達方法であったので、

南禅寺は中世を通じて杣を領さなかつたといえる。このような注文による材木調達などの程度伽藍修造を早く進めるかを如実に示すのが、文安四年（一四四七）四月二日の火災からの南禅寺修造事業である。文安四年の修造事業は突然の火災によるもので、貞治五年からのそれとは出発点を異にする。そのような突然の修造であるからこそ注文による材木調達方法の効率性がわかる。火災発生から半年後「南禅寺仏殿材木注文」が作成されている。¹³ 柱数六十九本、虹梁六支、柱貫数七十七支、大輪数五十支、冠木数六十六支で総額六千七百六十九貫文という発注内容である。その注文書が作成されて間もなく材木は「室町幕府下知状」により運送の保護を得ている。¹⁴ その日付は文安四年十一月十四日で、同年十二月には「山門使節連署過書」が出され、山門の関所である坂本七ヶ関所・堅田関所・日吉船木関所へ仏殿材木運送のの五百艘の通過を命じている。¹⁵ このように火災発生から半年ほどで材木の輸送が開始されている速さに驚く。この時期には、すでに南禅寺再建の為の材木調達の要請に対応できるような材木市場の存在が容易に想像される。

さて、貞治の修造では「尼崎材木注文」とあるように、

材木の注文先は尼崎である。この注文書に関連するのが応安元年十二月十一日付の「室町幕府奉行人奉書下知状」である。¹⁶ その下知状には、「南禅寺造管目材木、自尼崎運送舟壹艘・筏三魚事」とある。材木の形態は不明であるが「舟壹艘・筏三魚」という規模の材木である。貞治五年の造管論旨から二年程かかっている。

「天龍寺修造都管柱預状」であるが、同じ時期天龍寺も火災後の再建の最中であつた。¹⁷ その天龍寺の再建の責任者の修造都管から柱を預かっているという預状である。例えば、『南文』上の二二八号文書「相国寺都管等察・修造司梵忠等連署借用状」が参考になる。この借用状は、応永三十二年八月十四日に火災で焼失した相国寺から、南禅寺修造司禪師にあてて出された輪藏建造の為の材木借用の申し込みである。この借用状で相国寺側は七本の巨材を容易に調達している。この借用状に「為 上意、借用申柱之事」とあるので、足利義持の命令であろう。このような各五山同士の修造の協力があつた点を指摘できる。

以上、「南禅寺都管清純造管方文書渡状」からいろいろ述べてみた。貞治五年からの南禅寺修造の主要財源は棟別銭にあつた。この他にも、『太平記』巻二十四に記述があ

る。応安の噉訴事件^レのきっかけとなった南禅寺三門関所も重要な財源の一つである。

南禅寺修造財源についてまとめる。棟別錢・関錢にしても幕府の強力な権力のもとの財源確保策である。次に示す文書がその辺の事情をよく示している。

氏名未詳注進状^⑧

〔自^⑨尼崎、注進 永和元年・七・三〕

態飛脚以申入候、

抑御材木神崎関所候か、去年御教書付候處ニ、此文語

ハ自作州材木と候、此御材木ハ四国方之御材木候間、

不被通申之由申候、先立応安四年御教書ニ、自西国材

木無其煩通申候間、罷通候へき由申候へとも、先立御

教書ハ不被用之由、関所物共申候程ニ無力候て、注進

申入候、勿々ニ公方御教書可有御申候、一日も逗留難

儀候、南方関所も此間三ヶ所移出候由申候、先よりも

関所共高直□申候て、一分ニ四貫文宛国船方請取候

一両日間善重可罷上候由申候之間、定委細可申入候、

恐惶敬白、

□月二日 (草名) (花押)

進上 南禅寺都聞禪師

この注進状は南禅寺材木が摂津神崎の関所に運送された時に発生したトラブルを某が南禅寺都聞に報告した内容である。端裏書によれば、永和元年(一三七五)七月二日に注進状が記されている。トラブルの原因は御教書の文言をめぐめるものである。関所側の主張では、今運送されてきた材木は「四国方之御材木」である。ところが、運送側が示した「去年御教書」には「自作州」とあり、それでは産出地が違うため無効だ、という。そこで、運送側は「応安四年御教書」を示したが、この場合は「自西国」とあるが「先立御教書」なので無効だ、という。そこで、材木の運送を担当している某は南禅寺都聞禪師に対し、「勿々ニ公方御教書」が発給されることを要請している。この要請を受け、その翌日七月四日付で「室町将軍家御教書」が出された^⑩。この将軍家御教書には、「南禅寺材木、自四国所運上也、南都進止関々無煩、可被勘過状」とあり、先ほどの注進状に対応して、材木の産出地と南都の関所の通過を明記した内容となっている。注進状が神崎関所から南禅寺都聞禪師のもとにもたらされ、将軍家御教書が発給されるまで二日しか経過していない。おそらく七月五日には神崎関所に着いているであろう。このように強力な幕府権力の元

で南禅寺修造事業が進められている。

2、円覚寺の修造事業とその財源

鎌倉五山の円覚寺が「失火」により「円覚回祿」となったのは応安七年（一三七四）十一月二十三日である。²⁰その復興の完成について「絶海中津書状」（神五二〇八）に「貴札喜拝見候了、抑貴寺復全盛之時候由承候、千万目出喜存候」とある。これは、絶海が応永五年（一三九八）閏四月二十五日に円覚寺都聞禪師にあてた書状である。『円覚寺史』等に、応安七年の火災の復興完成時期が明記されていないので、この絶海の書状をもって応永五年閏四月としたい。

以上、文献によれば「失火」による「回祿」から「復全盛之時」まではおよそ二十四年間である。この二十四年間の伽藍修造について検討する。伽藍修造の経過については『日工集』と『円覚寺文書』によりほぼ把握できる。²¹

さて、『日工集』の伽藍修造に関する記事は、永和五年（一三七九）六月一日までである。その後義堂は鎌倉を離れ上洛している。根本史料は『日工集』の応安七年から五年間分の記事と『円覚寺文書』である。火事の原因は五山派

教団内の派閥の対立からの放火であった。²²義堂は当時の五山派教団について興味深い発言をしている。²³

余不覚泪下。因説宗門興衰在乎得人之賢否。而不在屋宇壯麗。今時往々不務得人材。而專務土木之事。是乃般若叢林所以致寂寥也。

とある。義堂はこの他にも当時の五山派教団の弊害について述べている。先にあげた発言にあるように当時の「土木之事」による五山派教団の伸張に対して、その批判を告白したが、その後円覚寺再建の中心人物として深く「土木之事」に関与していくのである。

義堂は火事の翌日に鎌倉公方足利氏満と対話し、円覚寺再建案を提示した。²⁴

余白曰。先年天龍寺燬燼之后。尊氏將軍打飯干田地。以助修造。円覚回祿。今府君舉其例則可也。府君肯之とある。その四日後に氏満は円覚寺を訪れ、住持を慰問し田地の寄進を約束した。その結果、翌応安八年二月十七日には駿河国佐野郷が円覚寺に寄進された（『日工集』）。ところが、その寄進のおよそ一ヵ月後には佐野郷をめぐってトラブルが発生している。大高伊豫入道法智家人等の為に下地が円滑に円覚寺の雑掌に渡っていない（神四七四一）。

この佐野郷の他にも造営料所として常陸国小河郷が三年間寄進されている。これは『日工集』の永和二年（一三七七）十月二十八日の条に、

是日奉行依田。出造営料所公文。廻常州小河郷也。余往円覚。会評定衆於都聞寮。而示公文。

とある。ここにある「造営料所公文」を受けて「関東管領上杉能憲奉書」が出された（神四七七三）。ところが、この計画にもトラブルが発生している。永和三年（一三七七）四月十六日の「関東管領上杉能憲奉書」（神四七八一）によれば、益戸常陸入道行政なる者が「子細」を申し立てる。その後、同年五月十八日に円覚寺雑掌妙識に下地が渡ったが、五月二十日には入部した雑掌妙識が下地から追い出されるという事件となった（神四七八三）。駿河国佐野郷と同様に常陸国小河郷でも下地の経営の困難さをよく示している。「造営料所」の寄進による修造財源の確保策は有効な手段ではないといえよう。

では、この状況で修造財源確保の有効な手段は他にないのであろうか。『日工集』永和二年八月五日条の義堂の修造事業への提案は興味深い。

余曰凡今時化縁最難。又官家命国中大名助縁。亦恐難

成来宅十月仏殿五柱。而一兩年不終功。則柱為風雨殘朽。不如不立柱也。若夫官家創法。限三年以十州管内関稅棟別。及鎌倉中諸課役等充之。暫停它寺社土木事則雖不十成。其功略畢。不然則必難矣。

この義堂の提案がその後の鎌倉府による円覚寺修造事業の基本方針となった。関稅・棟別錢・諸課役を修造の主要な財源とし、他の寺社の工事を中断させるという方針である。さらに、円覚寺の寺領収入についても義堂は次のような運用法を講じることを氏満に勧めた。

寺家田地分為二。曰常住。曰造宮。各別施行。則内無互用之。免嫌疑之謂云々。

このように、円覚寺の寺領収入をそれぞれ常住用と造宮用に分け、修造資金を得ようとした。（その割合は未詳）

以上のような義堂の修造に関するアイデアはどのように形成されたのであろうか。彼は特別にその才能があったのであろうか。おそらく、五山派教団内ではこの程度の知識は特別なものではなかったと考える。私は義堂のこの記述から当時の五山派教団の中枢人物の伽藍修造に関する基本方針を確認できる。五山派教団が南北朝から室町期にかけて隆盛する要因のひとつが、五山禪僧が伽藍修造に対し

当時の社会状況に適應した対処法を知識としていた点である。五山派教団の中枢人物の認識がこのレベルであるから、禅院機構の伽藍修造機能を担う東班衆は更に有効的な方法を実践し、伽藍修造に活躍していたであろう。

では、円覚寺修造の主要財源である棟別銭について具体的に検討していこう。『日工集』永和二年八月晦日の条には、

円覚奉行壹岐弾正至。出棟別七州公文。

とあり、鎌倉府管内の七ヶ国に棟別銭が賦課された。『円覚寺文書』で確認できるのは、安房、上総、上野、下野、相模、常陸の六ヶ国である。この棟別銭公文は同年九月二十四日に一斉に出された(第一次棟別銭)。例えば、安房国へは、

関東管領上杉能憲奉書

安房国棟別銭貨拾文事、所被付円覚寺造営要脚也、早相副守護使於大勸進雜掌、不論寺社本所領、不除地頭堀内平均可被致其沙汰、且寄事於左右、不可被致狼藉之状、依仰執達如件、

永和二年九月廿四日 沙彌(花押)

結城中務大輔入道殿

という具合に、「寺社本所領」も「地頭堀内」も賦課の対象とする嚴重な内容である(神四七六三)。棟別銭はその後も次々と鎌倉府管内の諸国に賦課された。至徳元年(一三八四)六月二十五日付で「円覚寺山門方丈等造営要脚」として、相模、安房、上総、下総、下野の五ヶ国に棟別銭一疋が賦課された(第二次棟別銭)(神四九四九、四九五三)。その後、至徳二年(一三八五)三月二十五日付で甲斐、武蔵、常陸の三ヶ国に棟別銭一疋が賦課された(第三次棟別銭)(神四九八四、四九八六)。

以上、円覚寺の修造財源として棟別銭が三回にわけて鎌倉府管内の諸国に賦課された。その諸国とは伊豆を除く関東九ヶ国である。その徴収の方針は「云一族知行分、云他人分類、雖為地頭堀内・寺社所領、加催促、可致平均之沙汰」(神四七八三)という嚴重な徴収であった。なお、修造財源の棟別銭は鎌倉府管内の諸国から徴収されているので、この時点では円覚寺は鎌倉府直轄の官寺であるといえる。

次に、関銭について検討を進めよう。関銭が重要な修造財源であることは、先に示した義堂の提案にもある(『日工集』永和二年八月五日の条)。その後、永和二年十月二

十八日付で筈根山別当関所が「円覚寺造宮要脚」として三年間寄せられた〔神四七六九〕。その後、円覚寺仏殿の完成した『日工集』永和五年十二月十八日の条には、

関税最急不可放過。今年重下公據。則幸甚。府君諾之とある。この義堂の発言に対応して、翌康暦二年（一三三八）六月八日に「関東公方足利氏満御教書」が出された〔神四八四二六〕。この関所も三ヶ年の期限付で円覚寺に寄付された。

以上、検討した関銭の他にも「鎌倉中課役」として永和二年十二月十九日付で「鎌倉中間別銭」が賦課された〔神四七七六〕。

3、南北朝期の五山修造財源の分析

以上、南北朝期の南禅寺と円覚寺のそれぞれの修造事業を取り上げ、その修造財源について検討した。以下、両寺の修造財源の共通点をまとめる。

①造宮料所・円覚寺の場合は駿河国佐野郷・常陸国小河郷を紹介した。南禅寺においても造宮料所の寄進が行われた〔南文』上の七三三頁〕。しかし、この寄進でもトラブルが発生している。このように造宮料所による修造財

源の確保には困難があり、成果は少なかったと思われる。

②関銭・棟別銭・諸課役・南北朝期においてはこれらを主要な財源として五山派禅院の修造財源は進められていたといえる。これら諸財源は、將軍権力と幕府機構に頼ったものといえる。これらの財源は、將軍権力が比較的強固な南北朝期においては有効であった。しかし、足利義持以降、幕政内での將軍権力の後退にもなって五山の修造財源もまた、將軍権力に依存した方策を転換せざるを得なかった。その点については後述する。

③その他（寺領収入など）・南禅寺、円覚寺ともに修造事業開始にともなって、南禅寺は「左弁官下文（案）」〔南文』上の二二五号一〇〇）を得て、全南禅寺領に対し諸役の免除を受け、円覚寺も「左弁官下文」（神四七九二）を得て、全円覚寺領に対し諸役の免除を認可されている。寺領からの収入を少しでも確保し、修造財源を確保する為の措置といえる。

二、相国寺の修造事業

先に南北朝期における五山派禅院の修造事業の財源を南

禪寺と円覚寺について検討した。では、それ以降はどのような財源を主流として五山派禪院は修造されたのかを考察する。本節では、足利義満によって創建された相国寺の修造事業を対象とする。考察の時期は応永三十二年（一四二五）から嘉吉元年（一四四一）までの十七年間である。この相国寺修造事業は前節の南禪寺や円覚寺の場合と修造財源がかなり異なる。まず、この時期から五山派禪院の修造財源として登場してくる「修造坐公文」について述べる。その発生時期について従来明確になっていないので、坐公文と関連して私見を述べてみたい。次に、具体的に相国寺の修造事業を取り上げ、その財源について述べる。最後に、南北朝期と室町期における五山派禪院の修造財源の相違とその変化の背景についても私見を述べてみたい。

1、修造坐公文の発生

室町幕府は五山派官寺の新住持に、室町將軍家の御判御教書を発給し住持任命書とした。これを公文（公帖）という。公文を得た新住持はその礼として、公文銭という官銭を幕府に納める。室町期以降、五山派官寺の住持任命権は將軍家の独占となり、その官銭収入は幕府財政と直結して

いたことが従来の研究で明らかにされた。²⁶⁾

公文には入寺公文と坐公文（居成公文）がある。坐公文には二種あり、一種を官銭成の坐公文といい、もう一種を功德成の坐公文という。²⁷⁾ この二種のうち直接、禪院の修造費となるのは功德成の坐公文である。官銭成の坐公文の場合、その官銭は直接修造対象の禪院に納められるのではなく、一旦「蔭涼軒御倉」に納められて、そこから修造の必要な禪院へ修造費が支払われることが指摘された。

坐公文そのものの出現は足利義満の頃にさかのぼる。義満の頃は坐公文は目立った問題ではない。²⁸⁾ その後、足利義持晩年の頃から坐公文が顕著になってくる。例えば、相国寺では、応永二十五年（一四一八）二月十八日に坐公文を領した二十六世盛元梵昇が坐公文住持の濫觴である。その後の相国寺では、嘉吉の乱までに八人の坐公文住持を確認できる。²⁹⁾ そのうち義教の將軍の期間中は三人に坐公文が出された。嘉吉の乱以降、応仁の乱までに八人の坐公文住持を確認できる。³⁰⁾

さて、坐公文が出される理由は種々ある。その発生当初は官銭収入を目的とはしておらず、幕府政策との関わりから発給している。³¹⁾ その後、寺院の修造費調達を目的として

出された坐公文の濫觴は義教の時期だと考える。その坐公文を、特に「修造坐公文」という。すなわち、修造坐公文とは幕府が寺院の修造費を賄う目的で出す売公文である。

幕府側も「寺家修造の為」とその目的を明らかにしている。義教は修造坐公文についてある時期までは、ある程度の制限を設けていたと考える。以下、『蔭涼軒日録』から公文の発給状況を取り上げ、修造坐公文の発生時期を明確にしたい。³²⁾ また、坐公文乱発の兆候についても探ってみたい。

永享七年（一四三五）六月一日から嘉吉元年七月六日までの公文発給状況を調べ、寺格ごとに分類した。（表参照）
 「五山之上」の南禅寺には年間一通が発給されている。「五山」以下は多少発給数に変動があるものの、この公文数から推測すれば、幕府の官銭収入は年間約五百貫文程度であったと思ふ。³³⁾

永享七年八月二十五日から永享九年（一四三七）二月十八日にかけて、蓮華王院の本堂（三十三間堂）修理の為に坐公文が出された。発給名目の禅院は建長寺、円覚寺、寿福寺、浄智寺、浄妙寺、聖福寺、天福寺、補陀寺、広嚴寺であり、その修造坐公文の総数は百五十四通分ある。その官銭は約二千貫文であったと推測する。また、修造坐公

<表> 公文発給状況表（永享7年6月1日～嘉吉1年7月6日）

年号	寺格					
	五山之上	京都五山	鎌倉五山	十刹	諸山	総計
永享7 (1435)	0	5	1	9	10	25
永享8 (1436)	1	4	2	16	17	40
永享9 (1437)	1	3	0	14	16	34
永享10 (1438)	1	5	1	7	41	55
永享11 (1439)	1	2	5	12	27	47
永享12 (1440)	1	4	1	7	23	36
嘉吉1 (1441)	0	0	0	0	16	16
累計（7年分）	5	23	10	65	150	253

（注）この表は『蔭涼軒日録』をもとに入寺公文のみの発給数を示した。よって坐公文は除いた。永享7年と嘉吉1年については半年間での発給数であるので注意を要する。

文ではないが、永享十一年（一四三九）七月二十四日に「藏経坐公文」が出された。これは諸五山僧衆に命じて大藏経を書写させる費用捻出の為の坐公文である。その官銭は約百十貫文であったと推測する。この場合の発給名目禅

院は円覚寺、寿福寺、淨妙寺、聖福寺、広嚴寺と三十三間堂の場合と重なる。すなわち、坐公文の発給の禪院が鎌倉五山、十刹の聖福寺（筑前）、諸山の補陀寺（阿波）・広嚴寺（播磨）・天福寺（美濃）という枠内での発給である。五山派禪院の修造に官銭が関わってくる事例をみていこう。まず、永享九年二月二十八日の条には、

勢州神応寺新命。良存首座。為万寿寺造坐公文事同之不許。（傍点は筆者）

とある。万寿寺修造のための伊勢神応寺の坐公文は、許可されなかった。なお、万寿寺は永享六年（一四三四）二月十四日に「寺内悉焼失」となった。³⁰次に、永享十一年十一月六日に足利義教が建仁寺に参詣した際に、

建仁寺御成。為寺家造官銭之事被許之。蓋有先規也。（傍点は筆者）

とある。おそらく公文の官銭が建仁寺の修造財源となった一例であろう。ここで「先規」とあるので、以前建仁寺の修造で官銭が使用されたことを指していると思う。なお、建仁寺が焼失したのは永享七年十一月二十九日である。ただし、この火災の被害は塔頭で、七堂伽藍は無事であったらしい。³¹

『蔭涼軒日録』から拾える義教が將軍の期間中の修造坐公文の記事は上記に示しただけである。ただ、『蔭涼軒日録』の記録以前の永享元年からの七年間分は十分な把握が困難であるため、断言は難しいが、私見を述べてみたい。

永享七年八月にはすでに三十三間堂修造の坐公文を多数発給している。発給名目の禪院に一定の枠がある点を考えれば、幕府と五山教団との協議の上で修造坐公文が発給されていたと思われる。幕府により全く不規則にそれらの禪院が選択された場合、おそらく五山側から苦情が出されていただろう。三十三間堂の修造坐公文は幕府と五山側の協議の上で制限され発給された坐公文であった。しかし、その状況もまた変化する。永享十一年九月二十七日の条に「坐公文廿二通。御判出矣。」、永享十二年（一四四〇）六月十二日の条に「坐公文御判十四通。」、同年七月六日の条に「坐公文十通被遊御判。」という使途不明の坐公文四十六通が出された。これまで入寺公文は当然、坐公文についても発給禪院と新住持候補者名とその使途が明記されていた。ところが、この四十六通に限っては全くそれらが記されていない。四十六通全てが諸山格の禪院に出されたとしても、その官銭の総額は約四百六十貫文にもなり、この額は入寺

公文の官銭の一年分に相当する。これを受けて五山側は、永享十二年九月六日の条に、

坐公文不好之由。以諸老評白之。故被略之。

と、蔭涼軒に苦情を述べた。おそらく五山側には全く知らされていない坐公文であったと思われる。將軍義教と蔭涼軒主季瓊により、非公開で発給された坐公文であったのであろう。その結果、五山側に混乱が生じ、蔭涼軒に訴える所となったのである。私はこの四十六通の坐公文の発給がその後の官銭収入を目的とした坐公文の乱発の濫觴であると考ええる。

2、相国寺修造の概要とその財源

応永三十二年から嘉吉元年までの相国寺修造事業を取り上げ、その修造財源を明確にしたい。参考に『蔭涼軒日録』等の古記録を中心に修造略年表を作成した。(年表参照) それでは、応永三十二年の火災と修造事業の概要について述べてみたい。なお、火災に関する記事は『師郷記』、『看聞御記』、『満濟准后日記』³⁶、『薩戒記』³⁷にそれぞれある。これらの古記録の記事の内容は多少異同があるものの、ほぼ同様である。特に『薩戒記』の記事は、風説ではなく自ら

の体験を基に記しているので信頼度が高い。

応永三十二年八月十四日の未刻始に相国寺塔頭乾徳院(観中諦の塔頭、後の普広院)から出火した。折からの強風で火の粉は数町先まで飛火し、相国寺内の塔頭常徳院雲頂院、鹿苑院、玉龍院へ次々と燃え広がった。さらにその火は相国寺僧堂に移り、僧堂から総門、方丈、法堂、仏殿、山門、風爐、鎮守八幡宮、法界門にいたるまで、七堂伽藍を悉く焼失した。火災は西刻終になりようやく鎮火した。わずかに六塔頭(勝定院、大徳院、大智院、大幡院、崇寿院、慧林院)、輪藏、大塔が無事であった。この火災は応永元年以来、義満・義持・義量三代にわたって再建された七堂伽藍及び塔頭をほぼ焼き尽くしてしまった。三人の僧と二人の喝食が焼死したという。『薩戒記』には、

抑相国寺者。鹿苑院入道大相国建立。自□年草創之處
応永元年之焼亡。其後又造宮于今不周備。但七堂悉被
造宮了。所々額承定国師筆也。此寺為五山第一。仍以
南禅寺五山之上也。今化一片烟。可惜又可悲。

とある。なお、火災の原因については未詳である。修造の完成は『齊藤基恒日記』の嘉吉元年五月六日の条には、³⁸

鹿苑院殿卅三年御仏事、真菴藏主諸篇申沙汰也、相国

寺修造事終也、

とあるが、足利義満三十三回忌は永享十二年五月六日が正確で、『蔭涼軒日録』によれば、仏事は「諷経衆一千僧供」で一万五千貫文の費用で取り行われた。『鹿苑日録』三の明応八年（一四九九）正月十日の条に、

昔三十二年之時。普広相国造宮当寺。夜以繼日。畢其工矣。

とあり、また、『蔭涼軒日録』の嘉吉元年二月十五日の条には、

山門十境名。書而献之。十境名曰祝釐堂。護国廟。円通閣。功德池。大寶塔。洪恩音楼。天界橋。龍淵水。般若林。莊嚴域。

と、相国寺十境を定めていることから、嘉吉元年までには修造事業もほぼ終わり、主要伽藍は完備していたと思う。その再建された伽藍について検討してみたい。

『蔭涼軒日録』等により再建が確認できる伽藍は、仏殿、方丈、僧堂、法堂、法界門、総門、鐘楼、山門、回廊、鎮守宮である。また鹿苑院や蔭涼軒も再建されている。他の塔頭も再建されたであろう。

① 仏殿・応永三十二年十一月三日に立柱。永享三年十一

月三日に上棟。永享八年に仏殿両尊を安置する。この時点で仏殿として完全に体裁が整ったものと思われる。工事を工から十年後である。

② 方丈・応永三十二年十一月二十二日には「相国寺方丈開」と最もはやく完成した。これは、仮の方丈で、永享九年二月十五日に改造の命令が義教から蔭涼軒に出された。

③ 僧堂・永享七年八月三日に基礎が造られ、同月十五日に立柱。永享八年六月二十七日に「僧堂開」となった。

④ 法堂・永享九年四月二十日に立柱。翌十年四月二日に「開新法堂」となる。翌十一年一月十九日に法堂の彩色についての指示が義教から蔭涼軒に出されている。

⑤ 法界門・『看聞御記』によれば、永享三年十一月三日に立柱。その後、『蔭涼軒日録』等には関連記事がない。永享四年中には完成か。

⑥ 総門・永享十一年四月七・八・十七日に総門額字「万年山」を義教が草しているので、この頃までに完成か。

⑦ 鐘楼・応永三十二年に大鐘を鋳る。鐘楼は永享十二年五月十日に造宮。完成時期は未詳。

⑧ 山門・永享七年十月二十六日に立柱。永享十二年二月

十一日に工事が再開された。同年四月二十六日には山門本尊の羅漢の製作が義教から蔭涼軒に命じられ、二十八日には羅漢製作が開始された。⁽⁴⁾ また、翌月十日に山門の彩色について義教から蔭涼軒に指示がでる。同年八月七日に義教は山門と山門閣上の額字を草している。同年十二月五日に「山門開」となった。

⑨回廊・永享十二年に修造の記事がある。⁽⁴⁾ 完成時期は未詳。

⑩鎮守宮・永享十二年四月二十六日に義教から「鎮守宮東班可造之由被仰出。」との指示があり、同年十二月二十七日には岩清水八幡宮より遷宮しているので、この頃には完成していたと思う。⁽⁴⁾

以上、七堂伽藍を中心にまとめてみた。この他に鹿苑院内の仏殿、山門、昭堂、僧堂、塔が本寺とともに再建されている。

さて、次に修造財源についての検討を進めていきたい。

『満濟准后日記』永享二年（一四三〇）六月九日の条に、

相国寺造宮事。無尽期様思食也。畠山。当管領。山名。

此両三人意見可申入由。内々為門跡可仰道旨承間。以

経祐。慶圓両法眼。三人方へ申遣了。（中略）相国寺

造宮事。三人御返事大略同前也。面々申談重可申入云々。山名内々対門跡使節申様。先度諸大名ニ被仰付。堂々各令造宮了。今度モ、如然可有御沙汰歟。何様当年事ハ国反錢以下数多也。可被延明年歟云々。

とある。相国寺修造財源の確保の困難な様子がわかる。山名某の「先度諸大名ニ被仰付。堂々各令造宮了。」の発言は、おそらく応永元年からの再建について述べているのであろう。このような状況で、永享四年と永享六年に造相国寺船が派遣された。造宮料唐船である。二回にわたる派遣ほどの程度の銭貨や品物が輸入されたかは、未詳である。

その他の財源として登場してくるのが「引物」である。

これは、將軍が禅院等に御成になった際に、將軍に対し出される銭や品物が寄付という形で修造費となることを指している。この引物はかなりの高額で、幕府財政と直結する問題でもあった。ちなみに、『蔭涼軒日録』から明確になる分だけでも五百四貫文が、相国寺修造費となっている。実際はその何倍もの額であろうと推測する。これら引物は、東班の禅僧、禅院の名義で將軍に進上されている。後年この引物を修造費とする方法は「旧例」となっている例を以下に示そう。⁽⁴⁾

於御所間奉懸御目等持寺御成之請取。当寺及廢壞。即今以旧例被寄寺家。御成引物可有修復云々。先於鹿苑院蔭涼軒ニ被加修理也。御坊修理以後。如旧可被寄于山門也。復旧觀之時節到来。(傍点は筆者)

足利義政が等持寺に御成になった際の引物が、鹿苑院と蔭涼軒の修造費に充てられている例である。ここで「旧例」とあるように、その行為はすでに慣例となっている。

これは、応永三十二年からの相国寺修造に引物が使用された事例が大きな影響を及ぼしたと指摘できる。

その他の財源として、没収財産があげられる。これは、「罪科」により闕所となった禅僧や俗人の財産を相国寺修造費とする方法である。例えば、『看聞御記』永享八年(一四八六)二月二十五日の条には、

丹州草野土野谷両村事。梅監主相国寺都聞。知行云々。有罪科子細所領財宝等悉被闕所。相国寺ニ被寄。

とある。また、『蔭涼軒日録』永享十一年十月十三日の条には、

盆都寺。音都寺。仁書記寮。各依罪過可為闕所之由。伝命当寺都文。

とあり、一旦、鹿苑院僧堂造宮方に寄せられたが、結局、

因幡堂(平等寺)に寄せられた。その他、『蔭涼軒日録』永享十二年十一月二十日の条には、

撰州多田闕所平瀬入道。家財貳壹千貫文。被寄進于当寺。為東廊造宮也。

とあり、実に二千貫文の莫大な財が、幕府により没収されて、相国寺修造(東廊)に寄せられた。東班の禅僧の財産はかなりの高額であったことが予想される。

3、修造財源の変化

以上、応永三十二年からの相国寺修造財源はかなり解明できたと思う。先に検討した南禅寺と円覚寺の修造財源とはかなり変化している。相国寺修造は二度の造宮料船の派遣による銭貨等の輸入、また將軍の寺院御成の際に進上された引物や闕所となった財産を財源としている。修造坐公文についてだが、特に「相国寺修造坐公文」は出されなかったと思う。ただし、それは直接修造財源とならなかったということである。永享七年から嘉吉元年までの幕府への年間官銭の収入は約五百貫文程度あり、その他にも幕府へは坐公文分の官銭やその他各種官銭があった。それらの官銭が幕府収入となり、その一部が修造費として相国寺へも寄

せられたであろう。ただ、この時点では先に検討した建仁寺の場合のように義教は相国寺に対しあからさまに修造坐公文を許可していない点を指摘しておきたい。しかし、それも嘉吉の乱を境として、それ以降になると官錢収入は五山派禅院の修造財源として大きな比重を占めるようになる。例えば、『蔭涼軒日録』文明十六年（一四八四）十二月二十四日の条には、

就当小方丈御寄進坐公文御免事。以住持并評定衆謝狀奉供台覽。公帖員數貳拾通御免之由被仰出。召看方丈伝其命。建仁東福両寺。為方丈修理御寄進公文御免之由被仰出蓋各本寺公帖也。建仁五通。東福十通也。坐公文事雖為堅御停止。以別儀御免由伝台命。（傍点は筆者）

と、相国寺には二十通、建仁寺には五通、東福寺には十通と一度に多数の「修理御寄進」の坐公文が発給されている。このような例は他にも多くある。⁴⁷⁾

南北朝期は五山派禅院の修造財源は棟別錢・関錢等の強力な將軍権力を背景とした幕府機構に依存した財源であった。その後、室町期においては様子も一変する。相国寺修造の財源は將軍への引物や關所の財産を修造費とするなど、

以前のような幕府機構による財源確保ではなく、五山官寺機構と五山派教団の経済力に依存していく。その象徴的な財源が修造坐公文である。室町將軍家の独占した五山派禅院の人事権による修造財源の確保策ともいえる。この変化は足利義教の將軍時期に転換点がある。義教が嘉吉の乱により横死することにより、それまでのような將軍権力による財源確保は不可能となった。五山派禅院の修造財源の変化の背景には、室町將軍の幕政内での権力の後退が影響している。応仁の乱後、「諸五山」皆廢壞。就中相国寺第一之廢壞」となり、相国寺はわずか「假法堂一字」のみあるという状況のなかで、『蔭涼軒日録』延徳二年（一四九〇）二月二十三日の条、

相公曰。命諸大名各一字造之者乃可成就也。諸国守護之年来押領寺社本所領恣也。命之令造者何不成乎。被說破小公。々々亦諾。近年寺領等雖入手。有名無実也。以故一字亦不成。以渡唐船可有御寄進之旨有之云々。

という足利義材の相国寺修造に関する命令は室町將軍の権力の後退したこの時期には、全く実現不可能な方法であり、わずかに造営料唐船の派遣を約束しただけであった。

おわりに

以下、本稿で論じた点をまとめる。幕府官寺である五山派禅院の修造は幕府の管轄である。その修造事業の財源は南北朝・室町期を通じて多様に变化した。「はじめに」で示した七種類の財源についてその関連性を中心に論を進めた。南北朝期においては室町將軍の権力を背景にし、幕府機構に依存した棟別銭・関銭を主要財源とした。これは初期室町幕府の権力構造と密接に関係がある。すなわち、幕政内での將軍と有力守護大名との権力のバランスといえる。このバランスが將軍を中心として幕政が運営されている状態では上記の財源が有効であったと思われる。その典型が足利義満による相国寺の創建事業（永徳二年〜明徳四年）にあると思われるが、史料の都合上論述の決定力を欠くため本論では触れなかった。

室町期も中期以降においては幕政内における將軍権力の後退にともない権力バランスの崩壊を背景として、南北朝期の財源とは違って將軍への引物、没収財産、各種官銭を財源とするようになる。これは修造財源の幕府機構への依

存から五山官寺機構への依存へと变化したことを意味する。足利義満は將軍権力の回復に努めたが、急激な行動が守護等の反発をかい、結局暗殺される。嘉吉の乱以降は、一層この傾向が進む。その象徴が修造坐公文の主流化である。「はじめに」で示した諸財源の背景にあるものは幕政内での將軍権力の変動にあると考える。五山派禅院の修造財源と將軍権力は不可分の関係にあるといえよう。

補注

- (1) 曆応四年（一三三二）の天龍寺船が著名である。他にも五山関係ばかりでなく他の寺社の造営料船も派遣された。
- (2) 藤岡大拙氏「禅院内に於ける東班衆について」特に室町幕府の財政と関連して（『日本歴史』一四五、一九六〇年）。相国寺の梵堂都聞・正盛都聞と寺院修造の関連について述べられている。
- (3) 出嶋雅子氏「薩涼軒御倉について」（『中央大学大学院研究年報』別刷七、一九七七年）。室町期永享以後の修造について検討され、寛正年間を中心に結論を述べている。そこで「代物（売物）・守護出銭・東班僧からの献銭・御料所の年貢・段銭・五山借錢が寺社修造料や仏事銭の費用として充てられている」と述べている。官銭については「官銭はほとんど使われていない」と述べている。また、公文と

官銭については、今枝愛真氏「公文と官銭」(『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年)がある。また幕府財政と関連して論じた今谷明氏『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)の第一部の第一章を参照。

- (4) 建仁寺修造(『蔭涼軒日録』長禄二年三月十二日の条)や天龍寺僧堂修造(『蔭涼軒日録』寛正二年十一月二十六日の条)などの事例。いずれも朝鮮への修造費捻出の為の造宮料船である。ちなみに建仁寺の場合、一万貫文輸入された(『蔭涼軒日録』長禄二年五月六日の条)。また、建仁寺天龍寺とも朝鮮からの奉加銭をめぐってトラブルが起きている。なお本文で「継統して幕府により派遣」としたが、この「継統」とは厳密な意味ではなく、途中何度か中断しているのに注意していただきたい。

- (5) 桜井景雄氏『南禅寺史』(法蔵館、一九七七年)に、延文三年南禅寺法堂修理の際に活躍した照庵寂都聞と乗實都寺が紹介されている。

- (6) 尾張の五山派禅院の妙興寺(貞治三年六月一九日に諸山)において、方丈修造の際の事書に以下のようにある。

「妙興寺衆僧等連署方丈修造事書」

定 方丈修造条々之事

一、諸荘園年貢之事

一、奉行持諸末寺年貢之事

一、住持、虚席則自納所方毎月五百文充可出之事

一、転住官銭之事

一、掛塔銭之事并市場公事余銭

右以衆評所定如件

明応四年乙卯正月十六日(八名連署)

〔妙興寺文書〕所収四三二号文書

ここでは、転住官銭・掛塔銭等が妙興寺方丈修造の財源となっている。明応四年(一四九五)の地方諸山の事例であるが、参考にしていただきたい。『妙興寺文書』(『新編一宮市史』資料編五所収)を参照。

- (7) 南禅寺の歴史については桜井氏『南禅寺史』が詳しい。

- (8) 円覚寺の歴史については玉村竹二氏・井上禅定氏『円覚寺史』(春秋社、一九六四年)が詳しい。

- (9) 『鹿王院文書』に、

南禅寺造宮之事、任龜山院叡願・正覚国師絵図、可被其

沙汰者

天氣如件

七月十一日 左中將陸仲

天龍寺長老春屋和尚禅室

とある。龜山院叡願とは「永仁の願文」であり、正覚国師とは夢窓疎石への光明天皇からの生前の国師号である。その宣下は貞和二年(一三四六)十月二十六日である。

- (10) 桜井景雄氏・藤井學氏共編『南禅寺文書』上巻(南禅寺宗務所、一九七二年)所収六七号文書(以下、「南文」上巻とする)。

- (11) 『春日大社文書』(春日顕彰会、一九八四年)所収七九四

号文書参照。

- (12) 春屋妙葩と斯波義將の關係については、今枝氏「斯波義將の禪林に対する態度」(『中世禪宗史の研究』所収)を参照されたい。両者は師弟關係であつた。
- (13) 『南文』上巻の一四〇号文書「兼松清貞南禪寺仏殿材木注文」。
- (14) 『南文』上巻の一四三号文書。
- (15) 『南文』上巻の一五〇号文書。
- (16) 『南文』上巻の六八号文書。
- (17) 延文三年(一一五六)正月発生の火災からの再建事業である。
- (18) 『南文』上巻の七九号文書。
- (19) 『南文』上巻の八〇号文書。
- (20) 『空華日用工夫略集』応安七年十一月二十三日の条、以下『日工集』とする。
- (21) 『神奈川県史』資料編3古代・中世(3上)所収の文書番号を示す。
- (22) 『神奈川県史』と玉村氏『日本禪宗史論集』上(思文閣出版、一九七六年)所収「諸方に散見する円覚寺文書」で円覚寺關係の中世文書は把握できる。
- (23) 玉村氏「応安七年円覚寺火災について」(『日本禪宗史論集』上所収)を参照。
- (24) 『日工集』応安元年十二月七日の条。
- (25) 『日工集』応安七年十一月二十四日の条。
- (26) 注(3)参照。
- (27) 玉村氏「公帖考」(『日本禪宗史論集』下之二所収)。
- (28) 五山の住持の住山期間について室町幕府にとって問題化した早い例は、文和三年(一一三五)九月二十二日の「大小禪刹規式條々」の諸山住院年紀事の条項があげられる。住山期間は通常二夏三年であつたが、この規式では「年紀未滿中、濫退院之条、甚不可然」とあり、この規式以前の曆応三年(一一三四)十一月日の「円覚寺規式條々」、同五年(一一三四)三月日の「円覚寺規式條々追加分」には住持の年紀について触れられていない。曆応五年から文和三年までのあいだに問題が表面化し幕府の規制の対象となつている。
- (29) 『扶桑五山記』巻四(臨川書店、一九八三年)。
- (30) 『扶桑五山記』巻四。
- (31) 絶海中津が応永六、七年頃南禪寺の坐公文を受けた例。
- (32) 以下、特に注を付けないかぎり、増補統史料大成本の『蔭涼軒日録』からの引用記事である。
- (33) 五山の官銭を二十貫文、十刹・諸山の官銭を十貫文とした場合の計算である(今枝氏「公文と官銭」『中世禪宗史の研究』所収)。
- (34) 統群書類従本の「看聞御記」による。
- (35) 史料纂集『師郷記』永享七年十一月二十九日の条には、未剋建仁寺塔頭炎上、寺中七堂以下免余炎了、所焼失塔頭數十云々、(後略)

とある。

(36) 統群書類従本の『満濟准后日記』による。

(37) 改訂増補版の国史大系本の『後鑑』巻二一九所収の記事による。

(38) 『看聞御記』応永三十二年八月十七日の条には、
聞。相国寺炎上之時。僧沙喝以下卅六人焼死。
とあり、全体では三十六人焼死したようである。

(39) 火災の原因は明確でない。『看聞御記』応永三十二年八月十七日の条によれば、乾徳院檀那の前管領細川満元の誕生日祈祷の際に、「絵馬心経」が焼けてその火が出火の原因になった、という。また相国寺炎上から約二ヶ月後の十月十五日に相国寺塔頭大徳院が炎上している。その放火犯の一人に僧がいた、という(『看聞御記』応永三十二年十月十五日・十六日の条)。あるいは、出火元の乾徳院への放火が原因かもしれない。この当時、五山教団では派閥の対立から塔頭に放火することがあった。

(40) 増補統史料大成本の『斎藤基恒日記』による。

(41) 『鹿苑日録』(統群書類従完成会 一九九二年)。

(42) 仏殿の本尊は、三世仏(左阿弥陀、右弥勒、中間釈迦仏)であった(相国寺史料編纂委員会編『相国寺史料』第一巻一九八四年、所収「相国寺考記」の永享八年九月二十日の条参照)。

(43) 『蔭涼軒日録』永享十二年一月十八日の条に、
当時山門造宮始于十一日。

とある。

(44) これは山門と仏殿を結ぶ回廊であろう。西廊は『蔭涼軒日録』永享八年三月八日の条に「今月六日。及昏大風吹倒西廊」とあり、その後、永享十二年十二月十八日には、まだ修造の記事がある。東廊に関しても永享十二年十一月二十日に記事があり、工事は長期に渡っている。

(45) 鎮守社(八幡宮)の遷宮について『蔭涼軒日録』永享十二年十一月二十一日の条に、
鎮守社遷宮。来十二月廿七日。自八幡而可奉移其神之由

被仰出。即命于飯尾肥前守。

とあり、岩清水八幡宮より勧請したのであろう。

(46) 『蔭涼軒日録』長禄二年一月二十九日の条。

(47) 『蔭涼軒日録』文明十八年(一四八六)二月十二日の条の西芳寺内指東庵建立坐公文など。

(48) 今枝氏「足利義満の相国寺創建」(『中世禅宗史の研究』所収)。

(付記) 本稿は平成九年度奈良大学大学院に提出した修士論文の一部を加筆修正したものである。なお、ご指導を賜った藤井學先生と論文を通じてご教示いただいた先学諸氏に感謝の意をここに記します。

(文学研究科文化財史料学専攻博士前期課程修了生)

△年表▽ 相国寺修造略年表

和曆	西曆	月日	事 項
応永三三	一四二五	〇八一四	相国寺炎上〔乾徳院出火、鹿苑院・仏殿以下、惣門及人屋・鎮守社・塔頭六ヶ所は炎上、人多焼死〕 〔師記〕
			相国寺炎上〔七堂・鹿苑院・雲頂院・乾徳院・常徳院・玉龍院・鎮守社は炎上、輪蔵・大塔・崇寿院・大智院・大徳院・勝定院・慧林院・大幢院は無事、僧沙喝三六人焼死〕 〔看御〕
			相国寺炎上〔乾徳院・常徳院・雲頂院・鹿苑院并寺内七堂以下方丈・文庫・鐘楼・門前東西在家・妙莊嚴城門は炎上、崇寿院・勝定院・大徳院・大智院・慧林院・大幢院は無事、僧沙喝少々焼死〕 〔満濟〕
			相国寺悉焼〔賢徳院・常住院・雲頂・鹿苑等院悉焼亡、僧堂・惣門・方丈・法堂・仏殿・山門・風爐・鎮守八幡宮・法界門は炎上、僧三人・喝食二人焼死、大鐘・勝定院・大徳院・大知院・大幢院・崇寿院・輪蔵他少々相残〕 〔薩戒〕
		一〇〇七	相国寺事始 〔薩戒・師記〕
		一〇一四	大徳院炎上〔小堂・僧堂・山門炎上〕 〔看御・満濟〕
		一一〇三	大徳院炎上〔仏殿・山門は炎上、方丈・坊寮舎以下三盡〕 〔師記〕
		一一二二	相国寺仏殿立柱 〔薩戒・満濟〕
応永三三	一四二六	一一二二	相国寺方丈開 〔満濟〕

和 曆	西 曆	月 日	事 項	〔出典〕
応永三三	一四二六	一一二五	相国寺大鐘鑄	〔満濟〕
応永三四	一四二七	〇七二〇	相国寺山門・鹿苑院仏殿立柱	〔満濟〕
応永三五	一四二八	〇四一一	相国寺都聞等察・修造司梵忠等連署借用状	〔南文上〕
永享二	一四三〇	〇六〇九	「相国寺造宮事、無尽期様思食也」	〔満濟〕
永享三	一四三一	一一〇三	相国寺仏殿上棟・法界門立柱	〔看御〕
永享四	一四三二	〇八一六	第一次造相国寺船派遣	〔看御〕
永享五	一四三三	一一二四	相国寺にて後小松院の仏事	〔看御〕
永享六	一四三四	一一一一	第二次造相国寺船派遣	〔看御〕
		〇六二五	唐人、相国寺に招かれる	〔師記〕
永享七	一四三五	〇六一三	真如寺都管進上二〇〇〇疋を相国寺都聞察に納める	〔蔭涼〕
		〇八〇三	相国寺僧堂居礎	〔蔭涼〕
		〇八一五	相国寺僧堂立柱	〔蔭涼〕
		〇九一八	「当寺造宮緩急之由被仰出」	〔蔭涼〕
		〇九二〇	相国寺仏殿両尊について（建仁寺三尊の仏工）	〔蔭涼〕
		一〇二六	相国寺山門立柱	〔蔭涼〕
		一一〇七	相国寺阿弥陀・弥勒二尊を彫る	〔蔭涼〕
		一一一三	相国寺二尊の寸尺について	〔蔭涼〕
		一一二八	等持寺都管進上三〇緡を相国寺に寄付	〔蔭涼〕

和暦	西暦	月日	事	項
永享七	一四三五	一一二〇 一一二一 一一二九	神護寺進上二〇〇〇疋を相国寺都文寮に納める 等持寺都管進上五〇〇〇疋を相国寺都文寮に納める 等持院殿髪を相国寺脇土像に納入の命 (↓永享八・〇三二二)	〔蔭涼〕 〔蔭涼〕 〔蔭涼〕
永享八	一四三六	〇二二九 〇二二二 〇二二五 〇三〇六 〇三〇七 〇三二二 〇六一七 〇六一九 〇六二七 〇八二二	相国寺造営要脚の都文寮よりの請取状 徳雲院引物一〇縹を相国寺に寄進 相国寺都聞梅監主の所領財産没収、相国寺に寄せられる 相国寺西廊下顛倒(〇三〇八の条) 相国寺僧堂棟上一間許、破れる 相国寺仏殿脇土安置(弥勒と阿弥陀) 当寮造倉奉行に大和守(飯尾) 当寮倉置礎 相国寺僧堂開 当寮倉始納物の事	〔蔭涼〕 〔蔭涼〕 〔看御〕 〔看御・蔭涼〕 〔看御〕 〔蔭涼〕 〔蔭涼〕 〔蔭涼〕 〔蔭涼〕 〔看御・蔭涼〕
永享九	一四三七	〇二二五 〇二二七 〇四〇五 〇四二〇	相国寺方丈改造の命 相国寺にて長得院殿一三回忌仏事 相国寺にて絶海中津三三回忌仏事 相国寺法堂立柱	〔蔭涼〕 〔蔭涼・看御〕 〔師記〕 〔看御・蔭涼〕

和曆	西曆	月日	事	項	[出典]
永享九	一四三七	〇七一九	相国寺造営、勝定院主用剛和尚を奉行とす		[蔭涼]
		一一一五	梵珍藏主献ずる一〇〇〇疋、相国寺に寄せる		[蔭涼]
永享一〇	一四三八	〇四〇二	相国寺新法堂開		[師記・蔭涼・看御]
		〇六〇六	重都寺家財を相国寺常住に寄せる		[蔭涼]
		一二二九	瑚西堂、罪科により相国寺山門修造命ぜらる		[蔭涼]
		〇一一一	相国寺山門修造開始		[蔭涼]
永享一一	一四三九	〇一一九	相国寺法堂法座彩色の事		[蔭涼]
		〇三二五	相国寺都文の退寮を「寺家造営中」として却下		[蔭涼]
		〇四〇七	相国寺総門額字（「万」一字）		[蔭涼]
		〇四〇八	相国寺総門額字（「年」一字）		[蔭涼]
		〇四一七	相国寺総門額字（「山」一字）・鹿苑院額字		[蔭涼]
		〇四一九	静香軒（東福寺）を勝定院へ、財物は相国寺へ寄付		[蔭涼]
		〇五二二	鹿苑院昭堂の新彩色事		[蔭涼]
		〇五二五	三合院引物を鹿苑院造営為に寄進		[蔭涼]
		〇五一六	長得院（相国寺）引物を鹿苑院修造為に寄進		[蔭涼]
		〇六一一	南芳院（天龍寺）御房を蔭涼軒に、南芳僧堂を鹿苑院僧堂とす		[蔭涼]
		一〇〇五	鹿苑院御房立柱棟上		[蔭涼]
		一〇一五	盆・音都寺、仁書記寮并具足を鹿苑院僧堂造営方に寄付		[蔭涼]

和曆	西曆	月日	事	項	〔出典〕
永享一一	一四三九	一一〇九	蔭涼軒落成		〔蔭涼〕
		一一二五	蔭涼軒書院造営・南庭の水・額字の事		〔蔭涼〕
		一二一八	点心料を相国寺山門造営料とす		〔蔭涼〕
		一二三〇	鎌倉五山堵物（計一九〇貫文）を相国寺山門要脚とす		〔蔭涼〕
		〇一一一	相国寺山門造営再開		〔蔭涼〕
永享一二	一四四〇	〇一一八	高麗官人相国寺入寺（一、二九）		〔蔭涼〕
		〇一二〇	鎮徳寺進上の一〇〇貫文を山門造営費とす		〔蔭涼〕
		〇三二二	相国寺山門方造営の請取（八坂塔供養）		〔蔭涼〕
		〇四〇六	〔来五月以前、（相国寺）僧堂外堂造営〕		〔蔭涼〕
		〇四二一	相国寺脇門造換の命		〔蔭涼〕
		〇四二六	鹿苑院塔・相国寺山門本尊羅漢像、鎮守宮の造営を命ず		〔蔭涼〕
		〇四二八	相国寺山門本尊・羅漢作（六体、一体一五貫文、公方寄進）		〔蔭涼〕
		〇五〇二	相国寺用剛和尚、要脚奉行		〔蔭涼〕
		〇五〇六	鹿苑院殿三三回忌仏事		〔蔭涼〕
		〇五〇七	俗方の御礼（太刀）を相国寺造営に寄進		〔蔭涼〕
		〇五一〇	相国寺山門仏殿彩色・脇門・鐘楼・仏殿石垣造営の事		〔蔭涼〕
		〇八〇七	相国寺山門・閣上額字		〔蔭涼〕
		〇九二一	津州罪科人家財を相国寺に寄進		〔蔭涼〕

和曆	西曆	月日	事	項	(出典)
永享二二	一四四〇	一〇二〇	慈徳寺進上一〇貫文を相国寺寄進		(蔭涼)
		一〇二九	山門敷板塗		(蔭涼)
		一一二〇	平瀬入道家財二〇〇〇貫文、相国寺東廊造営に寄進		(蔭涼)
		一一二一	総門切石分(二〇〇貫文)相国寺寄進		(蔭涼)
		一二〇五	山門閣開、鹿苑院塔婆材木過書免許		(蔭涼)
		一二二八	勝定院殿年忌点心料、相国寺西廊方造営に寄進		(蔭涼)
		一二二七	相国寺鎮守遷宮(↓永享二二・一一二一の条)		(蔭涼)
嘉吉一	一四四一	〇二二五	相国寺十境之名		(蔭涼)
		〇五〇六	「相国寺修造事終」		(基恆)
		〇六一七	越前日円寺の五〇〇〇正を鹿苑院塔婆に寄せる		(蔭涼)

(略号) 師記：『師郷記』、看御：『看聞御記』、満濟：『満濟准后日記』、薩戒：『薩戒記』、建内：『建内記』
蔭涼：『蔭涼軒日録』、基恆：『斎藤基恆日記』、南文上：『南禅寺文書』上